

平成 30 年度 第二回恵庭市特別職報酬等審議会会議議事録

- 1 日時 平成 30 年 10 月 24 日（水）10 時～11 時 00 分
- 2 場所 恵庭市役所本庁舎 3 階 第 2・3 委員会室
- 3 出席者
 - （1）委員 中泉 澄男 会長、神田 美佐子 会長代理
藤井 規 委員、水野 みどり 委員、三上 まどか 委員
 - （2）事務局 原田 裕 市長、横道 義孝 総務部長、伊東 雅彦 総務部次長、
吉川 賢一 議会事務局長、高橋 卓也 職員課長、辰下 知文 職員課主査、
鈴木 由衣 職員課主任主事
- 4 傍聴者 1 名
- 5 審議項目
 - ・ 恵庭市議会議員の期末手当の額並びに市長、副市長、教育長の期末手当の額について
 - ・ 恵庭市議会議員の議員報酬における常任委員長職、議会運営委員会委員長職の新設及び各委員長職の報酬額について
- 6 議事の経過
 - （1） 開会
 - （2） 委嘱状の交付（三上委員）
 - （3） 市長挨拶
 - （4） 諮問書提出
 - （5） 事務局より資料説明
 - （6） 審議
 - （7） 閉会

7 市長挨拶

皆様方には、大変ご多忙のところ、ご理解を賜りご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、皆様には、日頃から市政各般に亘りご支援ご協力いただいておりますことに改めて感謝申し上げます。

後ほど諮問させていただきますが、例年のように人事院勧告がなされまして、それに伴う議員、特別職の期末手当の改定、そして、これまで継続審議をいただいております、報酬について審議をいただくとともに、新たに議会から、議員報酬の改定等についてのご意見を審議会に聞いていただきたいということもあり、併せて諮問させていただきますので、よろし

くご審議賜りますようお願い申し上げます。

もとより特別職あるいは議員の報酬はもちろん市民の税金によるものであり、その額が適正かどうかということについては、市民の皆様方のご理解をいただかなければならなりません。

そうしたことを様々な分野でご活躍している皆様のご意見を伺いながら、しっかりと審議していただき、決定させていただいているところであります。

まさに市内の一般感覚として、忌憚のないお話をいただければと思っております。

これらの諮問についてご審議を賜りますようお願い申し上げまして挨拶とさせていただきます。

8 諮問書提出

9 審議開始

【会長】

まずは、本日諮問がありました「期末手当の額について」と「市議会議員の委員長職に関する報酬額について」の2点に加えまして、前回の審議会で諮問があり継続審議となっております「議員及び特別職の報酬額の適否について」の3点が審議内容となっています。

初めに、議員及び特別職の期末手当の額についての諸資料の説明を事務局からお願いします。

【事務局（辰下職員課主査）】

それでは、審議会の資料につきまして私からご説明させていただきます。

表紙を開いていただいて1ページは、特別職と市議会議員の報酬月額（いわゆる月々の給料）です。ここでは、恵庭市のほか石狩管内市である、江別市、千歳市、北広島市、石狩市の報酬月額を載せています。

まず、表ですが、参考として各市の人口を載せ、左から、市長、副市長、教育長の特別職と議長、副議長、議員の市議会議員の給料額を整理しています。

下には、特別職と市議会議員に分けて上の表をグラフ化しています。まず、特別職のグラフをご覧ください。市長の給料月額は僅差ではありますが管内市では一番低い給料額となっています。副市長と教育長は下から2番目であり、管内の市の中で比較すると給料額が低い市に分類されます。また、議員の報酬月額では、議長、副議長、議員については管内で比較すると3番目の中間に位置しています。

続きまして、2ページ目は期末手当の支給月数等の管内市の比較です。期末手当の支給割合は管内の5市では2つに分けられ、支給月数が4.4カ月、役職加算が20%に規定している恵庭、江別、千歳と支給月数3.30カ月、役職加算を45%に規定している北広島市と石狩市に分けられます。恵庭を含め支給月数を4.4カ月に規定している市は国家公務員に準拠し、3.3か月に規定している2市は国の特別職、いわゆる内閣総理大臣や国務大臣の支給月数に準拠しています。なお、6月と12月の支給額を特別職及び市議会議員についてグラフ化しています。支給月数が2種類に分かれていますが、支給

額については結果として大きく差が無いことが分かります。

次の3ページは、今年の8月に人事院から出されました勧告を抜粋しまとめたものです。期末手当、民間企業でいうところのボーナス以外の部分も一部ございますが、簡単にご説明させていただきます。人事院勧告ですが、労働基本権制約の代償措置として国家公務員の給与水準と民間企業の給与水準の均衡させることを基本に行うものです。今回の人事院勧告のポイントですが、月例給、ボーナスとも、民間給与と比較し、それぞれ引上げと勧告されております。また、民間給与との較差に基づく給与改定ですが、月例給の較差は、665円 0.16%となっており、ボーナスでは民間が4.46月支給、公務の支給月数は4.40月であり、民間のほうが0.06月高くなっています。

これらの結果から「給与改定の内容と考え方」になりますが、俸給表の引き上げを行うと共に、ボーナスについても、民間の支給割合に見合うように0.05ヵ月引き上げ、4.45月分と勧告されました。

続きまして4ページは、人事院勧告どおり改定した場合の増額による影響額です。

左側の「現行①」の列が現在の給料額、月数及び役職加算で算出した期末手当の年額です。例えば、市長ですと約446万円、議長だと約232万円と算出されます。人事院勧告を反映したものが矢印の先、勧告後②の列です。月数を0.05月増加させているため期末手当の年額が増えています。なお、月数以外の基本給及び役職加算に変更はありません。影響額ですが、市長が年50,700円となり、他の特別職及び市議会議員については表のとおりとなりました。なお、増加率はどの職も1.12%です。

最後になりますが、5ページは各市の財政状況を簡単にまとめた表です。なお、元となっているデータは平成28年度決算をベースにしたもので、各市が一定のルールに基づき算出した値を総務省で取りまとめています。その資料から本審議会に合致すると思われる数値をまとめました。

まず、人口ですが、最初のページで10月1日現在の人口を掲載していましたが、H28決算ベースで用いている人口は平成29年1月1日であるため、その時点の人口を載せています。

まず、各市全体の歳入及び歳出ですが、概ね人口に比例しています。石狩市の歳入及び歳出が恵庭市、北広島市より多くなっていますが、このデータの元となっている資料をひも解いたところ、歳入内訳のうち、恵庭・北広島市に比べて30億ほど地方債（いわゆる借入）が多くなっていることから歳入歳出が多くなっています。

地方税についても概ね人口に比例していますが、千歳市が頭一つ飛び出していますが、千歳市より人口が多い江別市と比較すると、法人市民税と固定資産税がかなり多くなっています。おそらく空港に関する部分で差が出ていると考えられます。

単純な歳入や歳出については人口や市のインフラなど左右される、大きい街は財政規模が大きく、小さい街は小さいとなってしまう、単純に比較できないため、総務省で比較できる指数等を公表しています。それが表の真ん中より右に位置している数値です。なお、大変申し訳ありませんが「公債費負担率」とあるのは「実質公債費比率」の誤りですので文言修正をお願いします。

「財政力指数」から順にご説明申し上げます。財政力指数は大きいほど税収が多く財源に余裕があるといえます。なお、各数値の横に付されている丸数字は順位を示しています。財政力指数について恵庭市は「0.57」であり、5市中3番目となっています。財政力指数は1.0を超えることはほとんど

なく、札幌市も 1.0 を下回っています。

続きまして、経常収支比率、別名「弾力力」と呼ばれていて、自由に使える収入のなかで、人件費や扶助費（福祉などの社会保障に係る費用）などが占める割合であり、比率が低いほど自由度が高く、逆に比率が高いと硬直化していると言えます。恵庭市は他市に比べて弾力性があると言えます。

次に「実質公債費比率」ですが、これは借入金の返済額の割合であり、割合が大きいほど全体に占める返済額が多いことになります。恵庭市は北広島市に次いで 2 番目に返済額が少なく、必要以上に借入を行わない、または返せる借り入れは繰上償還するなどして財政の健全化に努めています。

最後になりますが「将来負担比率」ですが、将来負担が必要となる費用の割合であり、率が高いと将来的に財政を圧迫する可能性があります。恵庭市は近隣市と比較しても、全道平均と比べても低い比率となっています。

このことから、恵庭市の財政状況ですが、比較的良好な財政状況であると言えます。

以上で簡単ですが、資料の説明を終わります。

【会長】

今の説明に関して質問、疑問などありますか。なければ、期末手当の額については去年も人事院勧告に基づいて改定をしていますので、今年もそのような形でよろしいでしょうか。

事務局から何か追加説明等ありますか。

【高橋職員課長】

期末手当の額につきましては昨年の審議会でも諮問させていただいて、同様に人事院勧告の内容に基づいた取り扱いでございました。

【C委員】

人事院勧告では民間ボーナスの支給月数が 4.46 ヶ月ということですが、道経連が出している数字だと 4.4 ヶ月となっており、これが道内の民間の平均なのではと思います。皆さんも認識いただければと思います。

【D委員】

国税局が今年 9 月に出した民間給与実態統計調査結果によると、民間の平均が 42 歳で平均 420 万円、600 万円越えというのは全体の 6% ほどしかいない。このような調査結果もあり、全部が全部人事院勧告に因らなくてもと思いますが、基準となるものが人事院勧告なのであれば、それでも良いと思います。

【A委員】

確かに、道内中小企業とは格差もあると思いますが、今回も人事院勧告に基づいて改定ということではよろしいのではと思います。

【C委員】

財政的には非常に健全ですのでよろしいかと思います。

【A委員】

ちょっとわからないのですが、期末手当とは、年1回の支給ですか。

【高橋職員課長】

6月期と12月期の2回支給させていただいています。すでに6月期を支給しておりますので、人事院勧告に基づいても増額ということになれば、0.05ヶ月の増額分を12月期に上乗せして支給することとなります。

翌年以降は6月期と12月期に半分ずつ支給することとなります。

【D委員】

市のホームページなどで見ていると、毎年コンスタントに期末手当が上がっていますよね。

【高橋職員課長】

例えば北海道だと道内企業、札幌市だと札幌市内の企業と比較しておりますが、恵庭市及び近隣市に関しましては人事委員会を持ち合わせておりません。そのため、根拠を国家公務員の人事院勧告にしているところでございます。人事院勧告につきましては、平成26年から今回で5年連続上がっております。逆にその前ですと、平成14年からは約10年下がっていたこともございます。今回の勧告の支給月数4.45ヶ月につきましても、平成18年に同様の月数でありまして、平成21年に4.15ヶ月になり、0.3ヶ月下がったということもございました。今回の支給月数が、かつての支給月数を上回っているということもございません。

【会長】

それでは、特別職、市議会議員の期末手当については、人事院勧告に基づいて改定することによろしいですか。

【各委員】

(よろしいです、との声)

【会長】

それでは続きまして、恵庭市特別職の報酬についての説明を事務局からお願いします。

【高橋職員課長】

報酬等につきましては、昨年の審議会において諮問させていただいておりましたが、今回、委員長職の報酬についても追加で諮問させていただいております。これは、議会から市長に対しての要請により行ったもので、内容としては、議員の将来性を考えて、①議員報酬の増額改定および②各委員長職の報酬増額の2点です。増額改定の理由としては、議員定数の削減を

段階的に実施し、議員年金の廃止など議員を取り巻く環境に変化がみられていますが、平成 6 年 4 月から 24 年間議員報酬の見直しが行われていないことです。このような要請を受けまして諮問に追加させていただいているところです。

【会長】

市議会から議員の将来性を考えて報酬の増額について依頼があったとのことですが、諮問内容について事務局から説明があればお願いします。

【高橋職員課長】

報酬は役務の対価として支払われます。報酬の議論をするためには業務内容についてご理解していただく事も必要かと思います。市長などの特別職については我々一般職と同様にフルタイム勤務をしており、民間企業と比較すると社長や副社長などに相当すると考えられるため、業務に対する責任の度合いなどを想像しやすいのではないかと思います。しかし、市議会議員につきましては業務内容について見えない部分も多く、他に比べる職種もないため業務について想像し難いかと思います。

そこで、議会事務局長の吉川より市議会議員の業務等について説明させていただきます。

【吉川議会事務局長】

配布しております資料に沿って議員活動について説明させていただきます。

「1. 議員の主な活動」についてですが、基本的には、議会の会期中は年 4 回、定例会に出席しています。その他には随時緊急な議案が生じたときには臨時会の開催をしております。

議会閉会中の議員の活動については、まず議員自ら条例提案をしております、そういった議案の作成を閉会中に半年から 1 年ほどかけて行っております。お手元の資料には、過去 3 年間の議員提案の条例を載せております。その他、会派又は議員個人による議会報告会を開催したり、市民との意見交換会を開いて、市民からの意見を議員個人が聞いているということもございます。

また、先進地への行政視察の実施、議会改革の協議・検討、そして資質の向上ということで研修会の参加、あるいは議員独自で実施ということも行っております。

次の議会のため、一般質問や委員会等での質問の準備活動にも閉会中の時間を充てております。

続きまして「2. 本会議の開催状況」でございます。本会議は議案の審議、条例の改廃、一般質問、予算の議決、決算の審査等を行っております。先ほど定例会年 4 回と申しましたが、会期日数は過去 3 年間の平均で 87.3 日となっております。臨時会は過去 3 年間の平均で 2.3 回、日数としては 2.3 日開催されております。年間にしますと、6.3 回の議会と、89.6 日の会期日数となっております。全国平均も参考までに載せておりますが、人口 5 万～10 万人未満の自治体 256 市の平均とほぼ変わらない実施状況となっております。

「3. 委員会等の開催状況」ですが、委員会では、本会議で付託された案件の審査、あるいは

委員会に所属しております部署の所管事務調査を協議する場となっております。

恵庭市におきましては、委員会は特別委員会を含めて8委員会ございます。議会のたび定期的に開催されるのが、総務文教、厚生消防、経済建設、議会運営委員会でございます。

その他の特別委員会も含めて、全体的には年間平均で会期中39.3回、閉会中17.4回、計56回ほど開催されている状況でございます。全国平均と同程度の開催回数となっております。

続きまして「4. 議会改革の主な取組状況」ですが、議員も議会改革に取り組んでおりまして、市民に直接かかわる部分だけまとめさせていただいております。主なところは、平成15年に議員定数を26名から24名に削減しております。また平成23年にも同じく24名から21名に削減しております。現在も定数は21名でございます。平成23年は議員定数削減のほかにも、委員会の視察旅費の見直しもしておりまして、各常任委員会、議会運営委員会の一人当たりの旅費単価を削減しております。また会派の視察旅費の廃止も同年に行っております。

このように議会改革に取り組んでいるところでありますが、過去2年間で議会改革推進協議会は20回開催しており、現在も進行中でございます。また、協議会の中にICT専門部会を設けておりまして、こちらもこれまでに14回開催しております。

最後に「5. 議員報酬等の状況」でございます。平成6年から改定は無く、議長44万円、副議長38万5千円、議員35万5千円という報酬額となっております。表には、人口5万～10万人未満の自治体の全国平均と、札幌市を除く石狩管内市の平均を参考までに載せております。

そして今回新たに、常任委員長、議会運営委員長の報酬を新設することについてご検討をお願いしておりますが、実際に石狩管内市で支給しているところはございません。全国の状況は、814市のうち、常任委員長に支給している市は217市、議会運営委員長に支給している市は210市ということになっております。約1/4の市が委員長に報酬加算を設定しているという状況でございます。

以上でございます。

【会長】

ただいまの説明で質問等ありますでしょうか。

【D委員】

「議員の将来性を考えて」とはどういう意味でしょうか。

【吉川議会事務局長】

まだ恵庭市の場合はそこまでではありませんが、世間では議員の担い手不足という状況がございまして、恵庭市におきましても、将来的には同様のことが考えられると思っております。

また今後議員を目指す方のためにも、議員報酬のみで生計を立てられる額の設定が必要ではないかという考えもありまして、今の報酬額がよいのかということについて、皆様からご意見をいただきたく、今回提案させていただいたところでございます。

【D委員】

議員報酬については、上げるなということではありませんが、もう少し審議してもよいのではと思います。例えば担い手不足についてですが、恵庭市は他市に比べて女性議員が少ないように思います。恵庭市は子育てのまちなので、私はぜひ子育て中の女性に議員さんになってもらいたいと思っているのですが、家庭との両立の問題や、育児休暇、託児施設がないなど、女性に関わる問題があるため、成り手がいないという状況だと思います。報酬を上げることも大事ですが、環境整備のほうが先決なのではないかと思います。

仮に今回この件が継続審議になったとして、来年には市議会議員選挙がありますが、議員の任期途中で報酬額を改定することはできるのですか。

【吉川議会事務局長】

任期途中でも改定はできます。

【D委員】

それであれば時間をかけて審議を継続させてもよいのではと思います。

【吉川議会事務局長】

議員の育児休暇については、子育て世代の女性も議員になりやすいよう、議会改革の中で規則の改正を検討しております。

【C委員】

議員には適切な報酬を与えるべきだと思います。管内市の中に位置していることから、少し上げてもよいのかなと思います。

【B委員】

平成6年から改定されていないが、その当時から経済状況も変わっておりますし、これからまた消費増税もあるので、多少上げてもよいのではないかと思います。

【A委員】

一般市民の皆さんも関心の高い内容かと思います。全国的に問題のあった政務調査費については、恵庭市ではどのような取り扱いをしていますか。

【吉川議会事務局長】

年度初めに年間一人当たり15万円を各会派に支給しております。視察や研修等の資質向上に充てておりまして、全体的には8〜9割ほどの執行率となっております。年度末に報告をもらい、市のホームページで公開しております。領収書の公開も今年度中から予定しております。

【会長】

若手の議員にも活躍してもらいたいが、現在の職を辞して議員になるというのはやはり大変

なことかと思います。市民の中でも色々な感覚はあると思いますが、平成6年から上がっていないというのも事実でありますし、選挙にも目に見えない資金がかかっていると思います。

いずれにしても、議員報酬については、本日結論は出せないと思いますので、次回に他市の状況などの説明をいただいて方向性を決めることとし、継続審議とすることによってよろしいでしょうか。

【各委員】

(よろしいです、の声)

【会長】

それでは、1点目の期末手当に限って本年の人事院勧告どおりの内容で答申を行い、2点目の報酬については審議を継続することとしたいと思います。

【高橋職員課長】

それでは答申書の詳細について、再度委員の皆様にお集まりいただくのも大変なことと思います。答申書の詳細と、市長への答申については会長と会長代理に一任していただくのはいかがでしょうか。

【会長】

事務局から提案がありましたとおり、答申の方向性については決定していますので、答申書の文言や答申書の提出については、会長である私と会長代理に一任いただいてもよろしいでしょうか。

【各委員】

(異議なし、の声)

【会長】

ありがとうございます。それでは本日の審議は終了いたします。第3回審議会につきましては、概ね一ヵ月後を目途として事務局と調整してご案内させていただきます。本日は大変お疲れ様でした。

以 上